（業務部に置く課等）

第三百六十四条　業務部に、次に掲げる課を置く。

管理課

収納課

２　前項に掲げる課のほか、業務部に統括審査官三人、特別審査官二人及び通関業監督官一人を置く。

（管理課の所掌事務）

第三百六十五条　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第三百四十七条第一項各号の事務の運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二　支署、出張所及び監視署の分掌する第三百四十七条第一項各号の事務の運営の統一に関する指導及び調整に関すること。

三　沖縄地区税関の所掌事務に係る不服申立て及び訴訟に関すること。

（収納課の所掌事務）

第三百六十六条　収納課は、次に掲げる事務（統括監視官、統括審査官及び特別審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　関税等の納付又は徴収に関すること。

二　関税等の滞納処分に関すること。

三　関税等に係る滞納処分費の徴収に関すること。

四　関税等の確定に関する文書の送達に関すること。

五　沖縄地区税関の所掌に係る税外諸収入の徴収に関すること（支出済となった歳出の返納金の徴収に関することを除く。）。

六　関税等に係る担保に関すること。

七　輸出差止申立て及び輸入差止申立てに係る認定手続に関する供託に関すること。

八　輸入貨物に関する許可、承認、証明その他の処分に関すること。

九　輸入貨物に関する申告書及び申請書並びにこれらの附属書類の整理及び保存に関すること（統括調査官の所掌に属するものを除く。）。

（統括審査官の職務）

第三百六十七条　統括審査官は、命を受けて、次に掲げる事務（統括監視官及び特別審査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

一　輸出入貨物等に関する申告書、申請書及び請求書並びにこれらの附属書類の受理及び審査に関すること。

二　前号に掲げる事務に伴う検査、鑑定及び確認並びに見本の採取に関すること。

三　輸出入貨物等の統計上の分類に関すること。

四　輸入貨物の関税、内国消費税及び貨物割の税率の適用に関すること。

五　輸入貨物の関税、内国消費税及び貨物割の確定に関すること（収納課及び統括調査官の所掌に属するものを除く。）。

六　輸出貨物等に関する許可、承認、証明その他の処分に関すること。

七　輸出貨物等に関する申告書及び申請書並びにこれらの附属書類の整理及び保存に関すること。

（システム企画調整官）

第三百六十四条　沖縄地区税関に、システム企画調整官一人を置く。

２　システム企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち沖縄地区税関長が指定するものを処理し、及び調査官の行う事務を総括する。

一　輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の行う電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第二号イに掲げる業務の電子情報処理組織による処理に関すること。

二　沖縄地区税関の所掌事務に係る電子情報処理組織による処理に関する事務のうち沖縄地区税関長の指定するもの。

（税関広報広聴官）

第三百六十五条　沖縄地区税関に、税関広報広聴官一人を置く。

２　税関広報広聴官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理する。

一　広報（税関行政に関する広聴を除く。）に関すること。

二　税関行政に関する広聴の総括に関すること。

（税関考査官）

第三百六十六条　沖縄地区税関に、税関考査官一人を置く。

２　税関考査官は、命を受けて、税関行政の考査を行い、及び沖縄地区税関長の指定する事務を処理する。

（税関監察官）

第三百六十七条　沖縄地区税関に、税関監察官一人を置く。

２　税関監察官は、命を受けて、沖縄地区税関の職員の服務に関する監察を行う。